

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

特定居住用宅地ってなあに？

Q: 相続税の小規模宅地の特例での「特定居住用宅地」について教えてください。

A: 小規模宅地等の特例において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等は、減額割合が80%となる「特定居住用宅地等」と、減額割合が50%となる「それ以外」の小規模宅地等に区分されることとなります。

この「特定居住用宅地等」とは、被相続人等の居住用宅地等を相続等により取得した者のうちに、被相続人の配偶者又は次の要件のいずれかを満たす被相続人の親族（被相続人の配偶者を除きます）がいる場合のその宅地等をいいます。

(1) 被相続人の居住の用

① 同居の親族がいた場合

相続等により取得した同居の親族が、相続開始時から相続税の申告期限まで引き続き保有し、かつ、居住していること

② 被相続人の配偶者又は同居の親族がいない場合

相続等により取得した者が相続開始前3年以内に自己又は自己の配偶者の所有する家屋に居住したことがない親族であって、相続開始時から申告期限まで引き続き保有していること

(2) 被相続人と同一生計親族の居住の用

相続等により取得した者が、被相続人と生計を一にしていた親族であって、相続開始時から申告期限まで引き続き保有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き自己の居住の用に供していること

